

国名
バハマ
在外公館名
在ジャマイカ日本国大使館（バハマ兼轄）
情報確認年月日
2019年5月9日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、事前に許可申請が必要。</p> <p>○ 許可申請の方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バハマ保健省担当官（shandicacarey@bahamas.gov.bs）宛にメール（英文）で「Form T」を請求する。 ・バハマ保健省担当官から送られてきた「Form T」を主治医に提出し、英文で記載を受ける。 ・バハマ保健省担当官に、主治医が記載した「Form T」、「主治医からの英文のレター」、「英文の日程表」をメールで提出する。 <p>※「主治医からの英文のレター」には、以下の内容が記載されている必要がある。レターの用紙は、病院のレターヘッドが付されたものを使用する必要がある。</p> <p>患者氏名、投与薬の名前、投薬量、投与頻度、バハマでの滞在期間</p> <p>○ バハマへの入国時に、保健所担当官から送られてきた許可書、「Form T」、「主治医からの英文のレター」、「英文の日程表」を提示すること。</p>

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報